

価格妥結状況調査結果概要

1. 調査内容

ア. 全ての医療機関、薬局との取引を対象

イ. 20年7月、9月、10月の取引高(1ヵ月間)における妥結状況を薬価ベースで調査

価格が妥結したものの販売額(品目別販売本数 × 薬価)

$$\text{妥結率} = \frac{\text{価格が妥結したものの販売額(品目別販売本数} \times \text{薬価)}}{\text{販売総額(品目別販売本数} \times \text{薬価)}}$$

2. 調査結果

○医療機関・薬局区分別妥結状況(前回改定1年目との比較)

区 分	妥 結 率						
	7月取引分			9月取引分	10月取引分		
	18年	20年	改善分	20年	18年	20年	改善分
病 院	30.7%	33.6%	2.9	51.2%	37.5%	50.7%	13.2
200床以上	—	29.4%	-	46.7%	30.6%	44.7%	14.1
そ の 他	—	48.4%	-	66.8%	60.7%	71.8%	11.1
診 療 所	73.9%	78.2%	4.3	88.6%	84.8%	89.9%	5.1
(医療機関 計)	(46.8%)	(50.2%)	(3.4)	(66.1%)	(55.4%)	(65.7%)	(10.3)
チェーン薬局 (20店舗以上)	8.5%	30.4%	21.9	71.7%	14.4%	68.9%	54.5
その他の薬局	47.4%	51.1%	3.7	77.2%	62.2%	81.0%	18.8
(保険薬局 計)	(39.3%)	(46.8%)	(7.5)	(76.1%)	(52.9%)	(78.2%)	(25.3)
総 合 計	<u>43.4%</u>	<u>48.5%</u>	<u>5.1</u>	<u>70.9%</u>	<u>54.2%</u>	<u>71.8%</u>	<u>17.6</u>

※ その他の薬局には20店舗未満のチェーン薬局を含む。

総価取引状況について

総価取引とは、複数の品目が組み合わされている取引において、総価で交渉し総価で見合うよう個々の単価を卸の判断により設定する契約（単品総価契約）又は個々の単価を薬価一律値引で設定する契約（全品総価契約）をいう。

1. 200床以上の病院					
平成19年度	取引先軒数に占める割合	売上高に占める割合	平成20年上半期 (4～9月までの妥結先)	取引先軒数に占める割合	売上高に占める割合
(1) 単品単価契約	68.6%	46.4%	(1) 単品単価契約	79.6%	68.2%
(2) 総価契約	31.4%	53.6%	(2) 総価契約	20.4%	31.8%
内訳 単品総価契約	21.4%	29.0%	内訳 単品総価契約	15.2%	20.9%
			全品総価除外有	3.3%	5.9%
全品総価契約	10.0%	24.6%	全品総価契約	1.9%	5.0%

2. 調剤薬局チェーン（20以上の店舗を有するもの）					
平成19年度	取引先軒数に占める割合	売上高に占める割合	平成20年上半期 (4～9月までの妥結先)	取引先軒数に占める割合	売上高に占める割合
(1) 単品単価契約	4.3%	0.9%	(1) 単品単価契約	17.0%	21.2%
(2) 総価契約	95.7%	99.1%	(2) 総価契約	83.0%	78.8%
内訳 単品総価契約	31.6%	45.9%	内訳 単品総価契約	5.3%	9.2%
			全品総価除外有	72.8%	67.6%
全品総価契約	64.1%	53.2%	全品総価契約	4.9%	2.0%

資料：（社）日本医薬品卸業連合会提供

流改懇への流通改善状況報告(H20.11.5)後の国の取組について

1. 医療関係団体及び各都道府県等に対し、「医薬品に係る取引価格の未妥結及び仮納入の是正について」(医政局経済課長通知)を発出し、残り約30%の未妥結先に対する12月末までの妥結に向けた取組を要請(H20.11.17)
2. 公的医療機関本部等を訪問し、傘下の医療機関に対する通知の周知と12月末までの妥結に向けた協力を要請(H20.11.18～11.25)
(訪問先)
 - 恩賜財団済生会
 - 日本赤十字社
 - 全国厚生農業協同組合連合会
 - 日本私立医科大学協会
 - 労働者健康福祉機構
 - 全国自治体病院協議会
 - 国家公務員共済組合連合会 (訪問順)
3. 日本医薬品卸業連合会の地区会議(全国7地区)に参加し、卸売業者に対し、未妥結先に対する12月末までの妥結に向けた取組と経済合理性に基づく価格の信頼性の確保について協力を要請(H20.10.2～H2012.18)
4. 平成20年12月取引分に係る価格妥結状況調査を実施する予定

医療用医薬品の流通問題に関する改善策について

1. 医療用医薬品の流通改善に関する懇談会(流改懇)における流通改善策の検討

本年7月以降、未妥結・仮納入や総価取引の他、メーカーと卸売業者の取引の在り方など流通上の諸課題を再度検証し、本年9月28日に「医療用医薬品の流通改善について(緊急提言)」をとりまとめ。

流改懇の検討経過

- ・ 第11回(H19.7.4) 今後の運営方針の検討
- ・ 作業部会(H19.7.25) メーカー・卸間の取引の問題点の検証と改善策の検討
- ・ 第12回(H19.8.28) 留意事項(案)の検討
- ・ 第13回(H19.9.28) 留意事項の取りまとめ

2. 医療用医薬品の流通改善について(緊急提言)の概要

流通改善の取組をより効果的に推進するため、取引当事者が留意すべき事項等を明示。

(1) メーカーと卸売業者の取引における留意事項

① 仕切価等の速やかな提示等

メーカーは、割戻し・アローアンスの基準は薬価内示後に、一次仕切価は薬価告示後にそれぞれ速やかに提示すること。

② 適正な仕切価水準の設定

仕切価に反映可能な割戻し・アローアンスの仕切価への反映と市場環境の変化を踏まえた仕切価協議が行われることが望ましい。

③ 割戻し・アローアンスの整理・縮小等

- ・ 高率なアローアンスはできるだけ整理・縮小することが望ましい。
- ・ 期末におけるアローアンスの見直し等は、あらかじめ仕切価や割戻しへの反映を行うことにより、こうした運用は廃止することが望ましい。

(2) 卸売業者と医療機関／薬局の取引における留意事項

① 経済合理性のある価格交渉の実施

卸売業者は医療機関／薬局に対して経済合理性のある実質的な価格提示を早い段階で行うよう努める。

② 総価取引の改善

- ・ 銘柄別薬価制度の趣旨を尊重した単品単価交渉が望ましい。
- ・ 総価契約を行う場合であっても、可能な限り個々の医薬品の価値と価格を踏まえた取引を進めること望ましい。このような観点から、例えば、流通過程に特別なコストがかかっている医薬品や他に代替品がなく医療上重要な医薬品(希少疾病用医薬品等)については、総価除外品目として取り扱うことが考えられる。

③ 未妥結・仮納入についての改善策

- ・ 「長期にわたる未妥結・仮納入」について、「原則として6ヶ月を超える場合」と定義。
- ・ 価格妥結の期間は、上場企業に義務付けられる四半期報告に対応した時期での妥結が望ましい。

(3) 国の役割

取引当事者双方に対し、流通改善に向けた理解促進に努めるとともに、定期的に実情把握調査を行い、必要に応じ改善のための指導等を行うなど、更なる流通改善に向けた取組を推進すること。

(4) その他

流通上の問題点を是正する上では、医療保険制度、薬価制度の面からも流通改善に資する見直しが有効との意見があり、今後の議論が望まれる。

3. 今後の流通改善に向けた取組等

- (1) 平成19年10月10日付けで、関係団体の長及び各都道府県衛生主管部局長等あて、医政局長名及び経済課長名で「医療用医薬品の流通改善について(緊急提言)」の周知のための通知を発出。
- (2) 現在、平成19年10月取引分にかかる妥結状況調査を各卸売業者に依頼中。
- (3) 引き続き、年3回程度の定期的な妥結状況調査を実施するほか、今回の提言で示された留意事項の趣旨を踏まえた取引が行われているかどうかについて、適宜実情把握調査を行い、未妥結・仮納入及び総価取引等の改善に向けた指導を行っていくこととする。

医療用医薬品の流通改善に関する懇談会

1 趣旨

医療用医薬品の取引については、流通当事者間における自由かつ公正な競争の確保等の観点から、平成7年2月に医薬品流通近代化協議会（厚生省薬務局長（当時）が開催）が提言した「医療用医薬品の流通近代化の推進について」などを踏まえ、従来より、様々な努力が重ねられてきたところであるが、未だ不十分な状況にある。

一方、近年、医薬分業の進展や卸売業の業界再編、IT化の推進など、医療用医薬品の流通に関する状況の変化がみられる。

こうした状況を踏まえ、平成16年度から厚生労働省医政局長の意見聴取の場として、医療用医薬品の流通改善に関する懇談会を開催し、医療用医薬品の流通過程の現状を分析し、公的医療保険制度の下での不適切な取引慣行の是正等について検討を行うことにより、今後の医療用医薬品の流通改善の方策を検討している。

2 構成

構成については、別紙のとおり。

3 その他

懇談会の庶務は、厚生労働省医政局経済課において処理する。

必要に応じ、参考人を招いて意見を聞くものとする。

懇談会の効率的な運営に資するよう、必要に応じ、関係当事者による準備作業会合を開催することとする。

医療用医薬品の流通改善に関する懇談会名簿

(五十音順、敬称略)

	氏 名	団 体 役 職 等
	飯沼 雅朗	(社)日本医師会 常任理事
	伊藤 高人	(社)日本医薬品卸業連合会 流通近代化検討委員会 専門委員
	稲垣 明弘	(社)日本歯科医師会 常務理事
	上原 征彦	明治大学大学院教授(グローバル・ビジネス研究科)
	江口 博明	日本ジェネリック医薬品販社協会 会長
	大塚 量	(社)日本医療法人協会 副会長
	柏木 實	日本保険薬局協会 常任理事
	加茂谷 佳明	日本製薬工業協会 流通適正化委員会 副委員長
	小山 信彌	(社)日本私立医科大学協会 病院部会担当理事
	佐藤 博	(社)日本病院薬剤師会 常務理事
◎	嶋口 充輝	(財)医療科学研究所 所長
	鈴木 勘次	日本ジェネリック製薬協会 流通適正化委員会 委員長
	鈴木 良彦	日本製薬工業協会 流通適正化委員会 副委員長
	長瀬 輝誼	(社)日本精神科病院協会 常務理事
	禰宜 寛治	日本製薬工業協会 流通適正化委員会 委員長
	平田 雄一郎	日本製薬工業協会 流通適正化委員会 常任運営委員
	松谷 高顕	(社)日本医薬品卸業連合会 会長
○	三村 優美子	青山学院大学 経営学部 教授
	宮内 啓友	日本歯科用品商協同組合連合会 専務理事
	宮川 信	(社)全国自治体病院協議会 副会長
	森 宏克	日本製薬工業協会 流通適正化委員会 常任運営委員
	森 昌平	(社)日本薬剤師会 常務理事
	渡辺 秀一	(社)日本医薬品卸業連合会 流通近代化検討委員会 専門委員

◎座長 ○座長代理